

令和2年度環境省予算の概要

— 気候変動対策を柱とした施策の推進 —

平山 絵美

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 環境省予算の概要
 - (1) 気候変動対策
 - (2) 東日本大震災からの復興・創生
 - (3) 循環型社会の形成・資源循環イノベーション
 - (4) 生物多様性の保全と持続可能な利用
 - (5) 環境リスクの管理
 - (6) 令和元年度補正予算における災害廃棄物関連事業
3. おわりに

1. はじめに

環境省の令和2年度予算は、前年度当初予算比15%増の総額1兆174億円となった。会計別に見ると、一般会計（エネルギー対策特別会計への繰入れを除く）が1,644億円（前年度当初予算比2%増）、エネルギー対策特別会計が1,748億円（同比2%増）、東日本大震災復興特別会計が6,782億円（同比22%増）となっている（近年の環境省予算の推移については図表参照）。

令和2年度の環境省予算について小泉環境大臣は、気候変動への対応が防災にも資する「気候変動×防災」という視点で気候変動問題への対応を前面に打ち出した、いわば気候変動対応型予算だと考えているとしている¹。

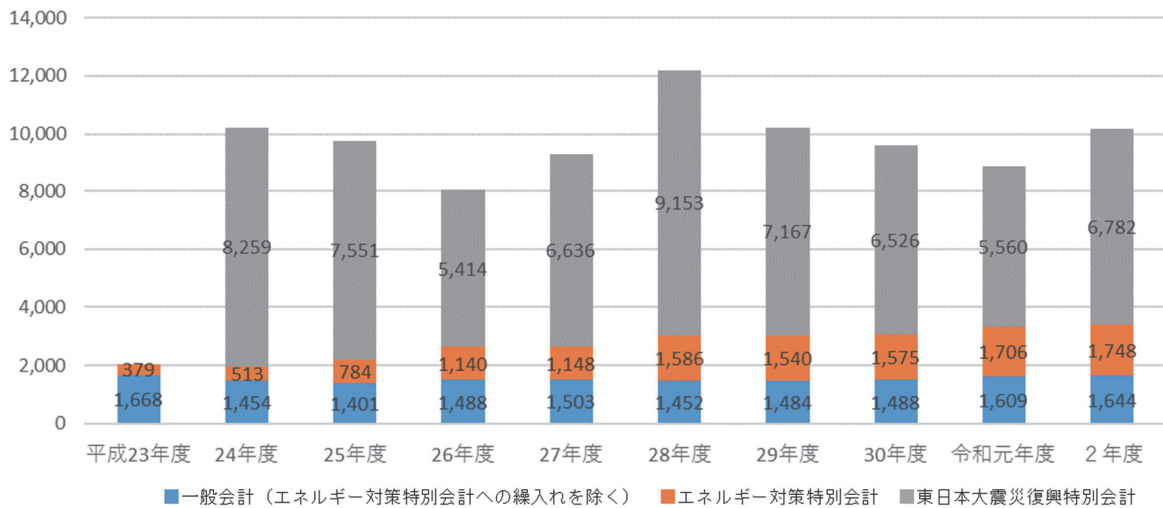
本稿では、令和2年度の環境省予算の概要について、いわゆる「15か月予算」として同時に編成された令和元年度補正予算及び予算に計上された事業の経緯等にも触れつつ、新

¹ 環境省「小泉大臣記者会見録（令和元年12月20日）」〈<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/r1/1220.html>〉（令2.1.21最終アクセス）

規事業や前年度当初予算から増額となっている事業を中心に紹介する。

図表 環境省当初予算の推移（一般会計、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計）

（単位：億円）



（出所）環境省資料より作成

2. 環境省予算の概要

（1）気候変動対策

世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標 1.5℃）に抑え、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするパリ協定の運用が、2020年1月から開始された。

パリ協定への対応として我が国においては、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されている。同計画では2030年度の中期目標として温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減するとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしている。また、令和元年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。同戦略では、脱炭素社会を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すこと等が掲げられている。

ア 国際的な温室効果ガス削減に向けた我が国の主導的取組

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な温室効果ガスの排出削減が必要である。そのための方策の一つとして、我が国では二国間クレジット制度（JCM）を推進するとしている。JCMとは、優れた低炭素技術、製品、インフラ等の途上国への普及や対策実施を促進し、これらの活動により実現した温室効果ガス排出削減を自国の削減目標の達成に活用する制度であり、すでに我が国では17のパートナー国と160件を超えるプロジェクトを実施している。これまでに採択した案件により2030年度までの累積で1,400万トン以上の温室効果ガス排出削減量が見込まれている。

2019年12月に開催された気候変動枠組条約締約国会議COP25では、JCMを含む

パリ協定の市場メカニズムに関する実施ルールの合意が先送りされたが、温室効果ガス排出削減のためには今後の取組促進が期待される。このため民間活力を活用し、コスト制約や導入実績がないため導入が進んでいない優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行う JCM 資金支援事業費として令和 2 年度予算に 107 億円（前年度当初予算：91 億円）が計上されている。

イ 防災における気候変動への適応

平成 30 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づき、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を災害時の避難施設等として位置付けられた施設に整備する事業が行われている。令和 2 年度が事業の最終年に当たることもあり設備整備を着実に推進するため、事業費として令和 2 年度予算に 116 億円（前年度当初予算：34 億円）と大幅増額で計上されている。

あわせて災害対応の観点から、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）／ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）²の更なる普及を進める事業費として令和 2 年度予算に 99 億円（前年度当初予算：84 億円）、令和元年度補正予算に 10 億円が計上されている。

ウ 脱炭素社会の実現に向けた技術システムのイノベーション

環境省は、脱炭素社会の実現のためにはあらゆる分野において更なる CO₂ 排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠であるとしている。例えば、平成 19 年からは充電をしながら繰り返し使えるリチウムイオン電池の技術開発・実証を支援し、今日の電気自動車の普及につなげるなどの取組を行ってきた。このように、脱炭素社会への移行に向けて新たなシステム・技術の開発・実証を進め、早期の社会実装を推進するための事業を行うため令和 2 年度予算に 65 億円（前年度当初予算：65 億円）が計上されている。さらに、環境省がこれまで開発を主導してきた、窒化ガリウムやセルロースナノファイバーといった省 CO₂ 性能の高い革新的な部材や素材を活用した製品の早期商用化に向けた支援を行い、CO₂ 排出量の大幅な削減を目指すとして令和 2 年度予算に 18 億円（新規）が計上されている。

また、平成 30 年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画では、2050 年に向けて再生可能エネルギーの主力電源化が明記されている。再生可能エネルギーの主力電源化に向け浮体式洋上風力発電は、水深が深い海域の多い我が国において最大のポテンシャルを有するとしてその活用が求められている。環境省は平成 22 年度より台風にも強い浮体式洋上風力発電の開発・実証を進めており、長崎県の五島列島沖合において平成 28 年より商用運転が開始されている。五島列島以外の地域における浮体式洋上風力発電の普及に向け、地域の自立的なビジネス形成が効果的に促進されるよう、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業費として令和 2 年度予算に 5 億円（新規）が計上されている。

² ZEB/ZEHとは、高効率設備による徹底的な省エネに加え、太陽光等の再生可能エネルギー導入により、年間のエネルギー収支をゼロ（エネルギーの自給自足）にすることを目指した建築物／住宅のことである。

エ 気候変動適応策の推進

近年、高温による農作物の品質低下、大雨の頻発化に伴う災害の増加など気候変動の影響が全国各地で起きており深刻化するおそれもある。こうした気候変動の影響に対処するため、平成30年6月に気候変動適応法が成立し取組が進められている。

令和2年度予算においても気候変動の影響に対する適応のための取組を促進するため、気候変動影響評価・適応推進事業費として8.5億円（前年度当初予算：8.6億円）が計上されている。なお、今後気象災害のリスクが更に高まると予測されていることを踏まえ、令和2年度は従来の事業内容に加え、将来の気候変動影響を加味した台風被害の将来予測・影響評価を行い、適切な適応策を実施するために必要となるデータを整備する、気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業を新規で実施するとされている。

オ 行政事業レビューによる見直し

令和元年11月に行われた行政事業レビューの指摘を受け、令和2年度予算の概算要求に盛り込まれていた地球温暖化対策関連の事業の一部を原則廃止するとしている。既に補助が決まっている場合を除き廃止されるのは、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（52億円要求）、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業（33億円要求）、ICT活用による特殊自動車の省エネルギー補助事業（15億円要求）の3事業である。行政事業レビューでは温室効果ガスの削減効果を明確にする必要性や、公共事業等での優遇など他の施策による普及支援が可能であり事業の在り方を見直す必要性が指摘されていた。

(2) 東日本大震災からの復興・創生

ア 中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や廃棄物、放射能濃度が10万ベクレル/kgを超える焼却灰などを最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設の整備が福島第一原子力発電所を囲む形で双葉町及び大熊町において進められている。中間貯蔵施設建設予定地の面積は約1,600haとされており、用地取得は令和元年11月末時点で契約済み面積約1,126ha（全体の約70.4%）となっている。

環境省は、令和3年度までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への搬入をおおむね完了することを目指すとしており、これに向け、令和2年前半までに住民の身近な場所や幹線道路沿いにある汚染土を中間貯蔵施設に移すことを目標にしている。このため、引き続き必要となる中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の輸送を実施するとしており、中間貯蔵施設の整備費として令和2年度予算に4,025億円（前年度当初予算：2,081億円）、令和元年度補正予算に1,500億円を計上している。令和2年度予算の主な内訳は、中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得に81億円、中間貯蔵施設の建設、管理運営、除去土壌等の輸送等に3,843億円、県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等に99億円で、新たな処理施設の稼働や事業継続のための契約更新等により、前年度当初予算の約2倍の大幅増額となっている。

イ 福島県での放射性物質汚染廃棄物処理事業

福島県の 11 市町村にまたがる地域が、放射性物質汚染対処特別措置法により汚染廃棄物対策地域と定められており、同地域内の廃棄物を対策地域内廃棄物という。また、環境大臣が指定する放射能濃度が 8,000 ベクレル/kg を超える廃棄物を指定廃棄物という。同法では、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を特定廃棄物といい、国がその処理を行うこととされている。

福島県内で発生した特定廃棄物のうち放射能濃度が 10 万ベクレル/kg 以下のものは、既存の管理型処分場で処理することとされている。平成 28 年には当該処分場の施設が国有化され、平成 29 年 11 月から特定廃棄物の搬入が開始されている。令和元年 11 月末時点で 102,361 袋が搬入されており、6 年程度で対策地域内廃棄物と福島県内の指定廃棄物の搬入が完了する見込みとなっている。

こうした放射性物質に汚染された廃棄物の処理を着実に推進するため、放射性物質汚染廃棄物処理事業費として令和 2 年度予算に 1,059 億円（前年度当初予算：1,054 億円）が計上されている。その主な内訳は、対策地域内廃棄物の処理に 163 億円、指定廃棄物等の処理に 281 億円、特定廃棄物の埋立処分に 575 億円等となっている。

(3) 循環型社会の形成・資源循環イノベーション

ア 一般廃棄物処理施設整備等事業

循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備費用として市町村に交付される予算は近年、補正予算も含めると毎年度 1,000 億円規模の計上が続いている。これは平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した処理施設の老朽化に伴う更新需要が増大したためとされる。

また、廃棄物処理のため全国には 1,000 を超える焼却施設があるが、平成 30 年度に環境省が行った全体点検では、非常発電機やタービンなど主要な設備を浸水水位以上に配置するなどの耐水対策が進んでいない清掃工場が 297 施設あったとされる³。

老朽化した一般廃棄物処理施設については、災害対応の観点も含めた施設自体の耐水対策、停電時の廃棄物受入れ対応、充電設備の整備にも力点を置いて整備を進めるとされており、一般廃棄物処理施設整備等事業費として令和 2 年度予算に 591 億円（前年度当初予算：615 億円）、令和元年度補正予算に 483 億円が計上されている。

イ 省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業

平成 29 年 12 月末から、中国において実施されている廃プラスチック等の輸入禁止措置等により、国内の資源循環体制に大きな影響が出ている。廃プラスチックの輸出货量は中国の禁輸措置前の平成 29 年に約 143 万トンであった一方、禁輸措置後の平成 30 年は約 100 万トンに減少しており、国内における廃プラスチックの量が増加している。環境省が令和元年 11 月に公表した、廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する調査結果（令和元年度上期）では、廃プラスチック類の保管状況について保管基準違反及び保管量の

³ 第 200 回国会参議院環境委員会会議録第 2 号 13 頁（令和. 11. 14）

増加傾向を確認したとの回答が約 20%あり、自治体からは環境省に対する要望として施設整備の促進・支援等が挙げられていた。

加えて、有害廃棄物の越境移動等を規制するバーゼル条約が改正され、令和 3 年 1 月以降、汚れたプラスチックごみも同条約の規制対象物となり輸出の際に相手国の同意が必要となる。

さらに、令和元年 5 月に政府が策定したプラスチック資源循環戦略では、令和 12 年までにプラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増するよう目指すとされた。これらを踏まえ、国内の省 CO₂型プラスチックリサイクル設備の整備を推進するため、省 CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業費として令和 2 年度予算に 43 億円（前年度当初予算：33 億円）が計上されている。

またプラスチック資源循環戦略では、令和 12 年までにバイオマスプラスチックを最大限（約 200 万トン）導入するよう目指すともされており、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチック等の再生可能資源等への転換・社会実装化に向けた実証事業のため、令和 2 年度予算に 36 億円（前年度当初予算：35 億円）が計上されている。

ウ レジ袋有料化に向けた対応

令和元年 12 月末に容器包装リサイクル法の省令が改正され、令和 2 年 7 月から全ての小売店でプラスチック製のレジ袋の有料化が義務付けられることとなった。しかし、レジ袋有料化に係る制度改正ではバイオマス素材などのレジ袋は有料化の対象外とされており、混乱を招くおそれもある。全国の小売事業者や消費者に対する制度の周知・理解促進のための事業を展開し、前倒しで有料化実施の準備を進めている事業者の後押しを図るため、レジ袋有料化に向けた理解促進等事業費として令和 2 年度予算に新規で 8,000 万円（容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費 1.9 億円の内数）が計上されている。

エ 浄化槽整備等事業

浄化槽は、住宅などの建物ごとに設置される家庭の生活排水を個別に処理する施設であり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽に分類される。単独処理浄化槽については、生活排水の放流による公共用水域への影響、水質汚濁の社会問題化により、平成 13 年 4 月から原則として新設が禁止されたものの、平成 29 年度末において約 391 万基が残存している。このため、令和元年 6 月に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るため、浄化槽法が改正された。

また災害時、浸水し水没した合併処理浄化槽は、土砂を引き抜き機材交換することで早期復旧が可能であり、長期停電の場合も最低限の処理（沈殿と消毒）は行われ衛生的な処理が可能であるなどとされる。

このように、改正浄化槽法などに対応するほか、災害の観点からの対応として、単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行うため、令和 2 年度予算に 96 億円（前年度当初予算：96 億円）、令和元年度補正予算に 10 億円が計上されている。

(4) 生物多様性の保全と持続可能な利用

ア 生物多様性の保全

生物多様性に関する世界目標である愛知目標⁴及び我が国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」が令和 2 年に対象期間を終える。令和 2 年に中国で開催予定の生物多様性条約締約国会議 C O P 15 では、生物多様性の新たな世界目標である「ポスト 2020 目標」の採択も予定されている。次期世界目標及び国家戦略の策定に向けた検討やポスト 2020 目標の達成に向けた取組の促進を図っていく必要がある。そのため令和 2 年度予算で生物多様性国家戦略推進費 4,500 万円（前年度当初予算：3,600 万円）、ポスト 2020 目標検討等調査費 5,000 万円（前年度当初予算：4,400 万円）、ポスト 2020 目標に向けた民間取組を活用した新たな自然環境保護のあり方の検討費 2,100 万円（新規）等が計上されている。

愛知目標の一つに 2020 年までに海域の 10%を海洋保護区に設定することが盛り込まれているが、我が国の管轄圏内の海域における海洋保護区の割合は約 8.3%にとどまっている。我が国として愛知目標を確実に達成するとともに、海洋保護区の設定が進んでいない沖合の海底の自然環境の保全を図るため、平成 31 年 4 月に自然環境保全法が改正された。改正法により新設される沖合海底自然環境保全地域について、生物多様性の変動の程度や開発等による自然環境の劣化等を調査するため、沖合海底自然環境保全地域管理事業費として令和 2 年度予算に 4,000 万円（前年度当初予算：4,000 万円）、令和元年度補正予算に 1.6 億円が計上されている。

イ 国立公園等の整備

平成 28 年 3 月にスタートした国立公園満喫プロジェクトでは、日本の国立公園を世界水準のナショナルパークとし、平成 27 年に 490 万人であった訪日外国人の国立公園利用者を令和 2 年に 1,000 万人とすることを目標としている。選定された 8 つの国立公園を中心に廃屋等の撤去、ビジターセンターや歩道等の整備、上質な宿泊施設や滞在施設の誘致、ツアープログラムの開発等が行われており、平成 30 年の国立公園の訪日外国人利用者数は 694 万人（前年比 16%増）になったと推計されている。一層の国立公園の受入環境整備や機能充実、公園施設の長寿命化対策等を実施するため、国際観光旅客税を活用した国立公園満喫プロジェクト等推進事業費として令和 2 年度予算に 179 億円（前年度当初予算：163 億円）、令和元年度補正予算に 67 億円が計上されている。

また近年、国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）の訪日外国人観光客も含めた来園者数が増加しており、新宿御苑の入園者数は平成 30 年で約 232 万人（前年度比 5.2 万人増）となっている。東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより増加が見込まれる来園者への利便性や安全性確保に向け、利用時間の拡大やライトアップ等の取組を実施するため、国民公園等魅力向上推進事業費として令和 2 年度予算に 1.6 億円（新規）が計上されている。

⁴ 愛知目標とは、平成 22 年に愛知県で開催された生物多様性条約締約国会議 C O P 10 で採択された、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」に定められている、2015 年又は 2020 年までに達成すべき生物多様性に関する 20 の個別目標のことである。

ウ 動物の愛護及び管理

我が国における犬や猫などのペット動物等に関しては、動物愛護管理法によりその適正な飼養管理等に必要な施策が推進されている。そのための費用として動物愛護管理推進費が計上されており、令和2年度予算において5.2億円（前年度当初予算：3.5億円）が計上されている。

なお、動物愛護管理推進費の内数として、令和元年6月に改正された動物愛護管理法で規定された販売される犬や猫へのマイクロチップ装着義務化に伴う新たな所有者情報登録システムの構築費として1.6億円が、同月に制定された愛玩動物看護師法に伴う愛玩動物看護師の国家資格認定に係る制度の整備費として1,400万円がそれぞれ新規で計上されている。

エ 野生鳥獣の保護及び管理

近年、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣については急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、自然生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化している。このような状況を踏まえ、平成25年に環境省と農林水産省は共同で抜本的な鳥獣捕獲強化対策を取りまとめ、ニホンジカ及びイノシシの個体数を10年後（令和5年度）までに半減させることを目指すとしている。

また、平成30年9月、岐阜県の農場において国内で26年ぶりとなるCSF（豚コレラ）が発生した。その後、調査対象区域内でCSFウイルスに感染した野生イノシシが確認されており、野生イノシシによる感染拡大の可能性が指摘されている。

今後、ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止に向けなお一層の捕獲を行う必要があり、都道府県等への交付金による支援を行うため、指定管理鳥獣捕獲等事業費として令和2年度予算に23億円（前年度当初予算：5億円）、令和元年度補正予算に4億円が計上されている。

（5）環境リスクの管理

ア 石綿（アスベスト）対策

大気汚染防止法では、アスベスト含有建材のうち特定建築材料（吹付けアスベストやアスベストを含有する断熱材など）が使用されている建築物の解体等を行う場合の届出、作業基準遵守等を義務付けている一方、特定建築材料以外のアスベスト含有建材（いわゆるレベル3建材）についてはマニュアル⁵で作業方法を示している。

平成28年5月、総務省は行政評価・監視に基づき、アスベスト対策に関し環境省、厚生労働省等に勧告を行った。勧告では、現在は解体等の作業における飛散が相対的に少ないことから、大気汚染防止法の規制の対象外となっているレベル3建材の適切な処理の推進や、建築物の解体工事の際のアスベストの有無に関する事前調査の適正な実施の確保などを求めている。さらに、平成25年の改正大気汚染防止法の附則の規定に基づく検討の時期を迎えたため、環境省では大気汚染防止法の施行状況について検討を行った。

⁵ 環境省『建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6』（平26.6）

その結果、レベル3建材を大気汚染防止法の規制対象とすることや、事前調査結果の都道府県への報告等の制度的取組の必要性が示された。今後、必要な制度改正を行うこととしており、第201回国会(常会)に大気汚染防止法改正案が提出される見込みである。

制度改正後、都道府県等が円滑に制度を運用できるよう、建築物の解体等に当たっての効果的・効率的な立入検査の実施等の検証を行うためのモデル事業や、事前調査結果の電子申請システムの整備等を行い、レベル3建材を含めたアスベストの飛散防止対策に係る取組を推進するため、令和2年度予算に1.6億円(前年度当初予算:7,200万円)が計上されている。

また、平成31年3月に行われた石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の中間とりまとめでは、一般住民については既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましく、石綿関連所見の存在から石綿ばく露が推定される集団について、どのような健康管理が望ましいか追加的な検証が必要とされた。中間とりまとめを踏まえ、地方公共団体の石綿読影の精度向上に向けた知見の収集や有所見者の疾患の早期発見につながる健康管理方法の検討等を行うため、石綿読影の精度確保等調査事業費として令和2年度予算に1.5億円(新規)が計上されている。

イ 海岸漂着物等地域対策推進事業

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしている。近年では、マイクロプラスチック(5mm以下の微細なプラスチック)による海洋生態系への影響も懸念されており、国際的にも課題となっている。これら海洋ごみ問題への対策のため、平成21年に海岸漂着物処理推進法が制定され、平成30年6月の改正により法の対象に海底・漂流ごみが追加された。

また、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をなくすことを目標に取り組み「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意され、その実現に向けて取組の推進が求められている。

令和2年度予算では、海洋プラスチックごみの発生源の把握のための実地調査や各国の取組に関する情報共有など国際的な対策事業を行うため、海洋プラスチックごみ総合対策費として2.1億円(前年度当初予算:5,800万円)が計上されている。さらに、海岸漂着物処理推進法に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策等に関する事業に対する補助金支援を行う海岸漂着物等地域対策推進事業費として37億円(前年度当初予算:4億円)が計上されている。この事業における補助率は、地域の実情に合わせ離島や過疎地域等では嵩上げが実施されるとともに、法改正により海底・漂流ごみが対象になったことを踏まえ、漁業者等がボランティアにより回収した海底・漂流ごみの処理を行う際の補助メニューを新規で設けるとされている。

ウ 水俣病総合対策関係経費

水俣病の被害者救済を図るため、平成7年の政治解決、平成21年の水俣病被害者救済特別措置法の制定などにより関連施策の拡充が図られてきた一方、国や原因企業のチッソに対する損害賠償請求や水俣病の患者認定を求める行政訴訟は継続している。

例年、水俣病被害者救済特別措置法に基づく措置等のため水俣病総合対策関係経費が計上されている。令和2年度予算では112億円（前年度当初予算：112億円）が計上されており、被害者に対する医療費支給、健康管理事業のほか、地域再生のための「もやい直し」の推進のための事業等が実施される。

エ 化学物質対策

現代の社会においては、様々な産業活動や日常生活に多種多様な化学物質が利用されている。化学物質を適切に管理し人や環境に対する被害を防止するため、化学物質審査規制法（製造・輸入・使用規制）や化学物質排出把握管理促進法（排出移動量の把握など）が制定されている。さらに、化学物質排出把握管理促進法に基づき、有害性が疑われる化学物質の環境中への排出量を把握し、集計・公表する仕組みである化学物質排出移動量届出（P R T R）制度が設けられている。化学物質管理の状況の検証や頻発する大規模災害に対してP R T R情報を活用した災害等への対応能力向上などを図るため、P R T R制度運用・データ活用事業費として令和2年度予算に2.5億円（前年度当初予算：1.9億円）が計上されている。

また、平成22年度から化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するため、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）が行われている。これは、10万組の親子の血液等の生体試料を採取・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにするものである。調査は令和14年度まで継続することが予定されており、調査実施のための予算として例年、補正予算と合わせて50～60億円程度が計上されている。今般は、令和2年度予算に55億円（前年度当初予算：59億円）、令和元年度補正予算に5.2億円が計上されている。

（6）令和元年度補正予算における災害廃棄物関連事業

環境省における災害関係事業は、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の2種類がある。災害等廃棄物処理事業は市町村等が実施する災害廃棄物の処理にかかる費用について財政的支援を行うものであり、廃棄物処理施設災害復旧事業は被災した市町村等の廃棄物処理施設を復旧するため財政的な支援を行うものである。

令和元年台風第15号及び第19号等により発生した大量の廃棄物については、令和元年内に生活圏内からの撤去がほぼ完了し、最終的な処理が続けられている。これらの処理の支援のため、令和元年度補正予算に災害等廃棄物処理事業費補助金として449億円、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金として79億円、台風第15号及び第19号における災害廃棄物処理基金として7億円が計上されている。

3. おわりに

近年、我が国は激甚な自然災害や異常気象に毎年のように見舞われている。令和元年台風第19号等でも経験したように、一たび自然災害が発生すると私たちの生活に甚大な被害を及ぼす危険性がある。また、地球温暖化の進展に伴い、自然災害のリスクは今後更に

高まることが予測されていることも踏まえると、災害に備えた対応は避けることのできない喫緊の課題と言える。これに対し、環境省の令和2年度の予算は「気候変動×防災」という視点の下、気候変動の影響への適応と災害対応の両面を兼ね備えた施策を多分に取り入れたものとなっている。例えば、令和元年台風第19号災害の際、渡良瀬遊水池で貯水機能が発揮されたことから、自然生態系の機能が防災・減災に貢献した事例調査等を行うための事業費として令和2年度予算に新規で8,000万円が計上されている。新たな試みであり、今後の防災・減災対策において有効に活用できるよう、調査・検討が十分に行われることが期待される。そのほか、自然災害による被害軽減に向け、台風被害の将来予測の実施、災害時でも機能する廃棄物処理施設や再生可能エネルギー設備といった環境インフラの整備など気候変動に適応した対策の推進が求められる。

一方、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減、いわゆる気候変動の緩和の取組を促進していくことも必要である。環境省は、脱炭素社会を実現するためには大胆なイノベーションにより、従来の社会の在り方を変革していくことが不可欠としており、令和2年度予算にもその考え方が反映されている。しかし、多様な主体が環境に配慮した行動を取ることが求められることもあり、社会システムの変革は一朝一夕に成し遂げられるものではない。イノベーションに頼るのみではなく、気候変動の緩和に向けた実効性のある取組が着実に進んでいくのかも注視していく必要があるだろう。

また、気候変動以外にも、生物多様性や海洋プラスチックごみ対策など自然環境の保全のために環境省が果たすべき役割は大きい。厳しい財政状況の中、各施策を効果的に推進していくことが求められるであろう。

(ひらやま えみ)